## 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分関係書類の提出先について (令和3年7月1日現在)

補助事業の内容に応じて財産処分関係書類の提出先が異なりますので、財産処分手続を行う場合には、下記一覧を参考に適切な部署へ必要書類の御提出をお願い致します。

なお、財産処分箇所が複数の部署の補助事業にまたがる場合は、それぞれの部署に対応する事業のみについて、申請書等必要書類を提出してください。

処分する財産	担当課
下記以外の財産処分	大臣官房 文教施設企画·防災部 施設助成課 振興地域係
災害復旧事業	大臣官房 文教施設企画·防災部 参事官(施設防災担当)付 災害復旧係
幼稚園 (平成17年度以前の予算に係る補助を受けたもの及び左記と同時に申請する平成18年度以降の予算に係る補助を受けたものに限る。)	初等中等教育局 幼児教育課 振興係
産業教育施設	初等中等教育局 参事官(高等学校担当)付 産業教育振興室 助成係
プール、武道場等	スポーツ庁 参事官(地域振興担当) 施設整備係